

がけ地の近くにお住まいの皆様、土地所有者の皆様へ

土砂災害防止法に基づく

「土砂災害警戒区域等」に関する説明会を開催します

神奈川県では、土砂災害に備えていただくため、土砂災害防止法に基づき、「土砂災害特別警戒区域」の指定に向けた基礎調査（急傾斜地の崩壊）を進めています。

このたび、厚木市（荻野・小鮎地区）の基礎調査結果をお知らせする説明会を開催いたしますので、ご案内申し上げます。

1 開催日時、開催場所

	日 時	場 所
1	令和元年8月8日（木） 19時から20時30分まで	荻野公民館上荻野分館 体育室(地下2階) (厚木市上荻野 1925-1：位置図①)
2	令和元年8月9日（金） 19時から20時30分まで	荻野公民館 集会室（2階） (厚木市中荻野 594-1：位置図②)
3	令和元年8月13日（火） 19時から20時30分まで	小鮎公民館 集会室（1階） (厚木市飯山 3526-2：位置図③)



(お願い)
各会場とも駐車場に限りがありますので、お近くの方は徒歩、自転車等でお越しく下さい。

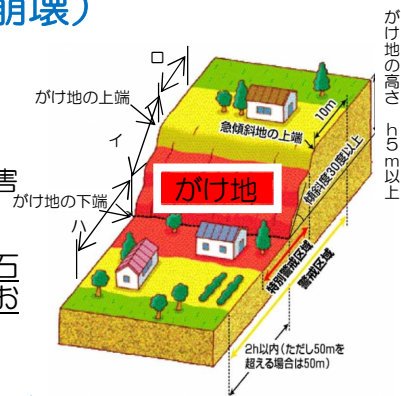
2 土砂災害警戒区域・特別警戒区域とは（急傾斜地の崩壊）

■土砂災害警戒区域は、土砂災害のおそれのある区域で、次の要件で指定します。

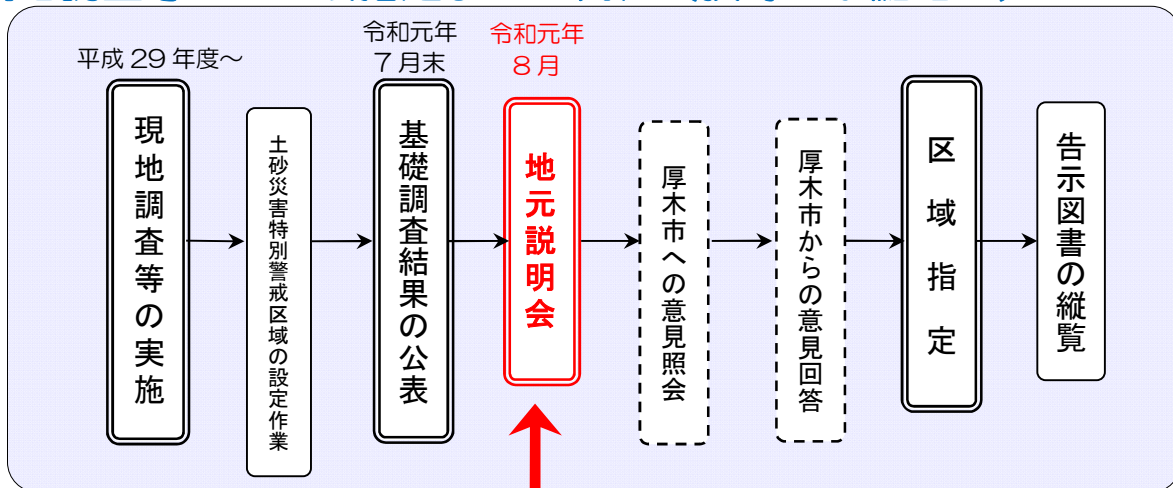
- イ 傾斜度が30度以上で高さ5m以上のがけ地
- ロ がけ地の先端から水平距離が10m以内の区域
- ハ がけ地の下端からがけ地の高さの2倍以内の区域

厚木市内の土砂災害警戒区域は平成26～28年度に指定していますが、土砂災害特別警戒区域の調査に合わせて再調査をしています。

■土砂災害特別警戒区域は、土砂災害警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動や堆積による力により、建物が破壊され、住民に大きな被害が生じるおそれがある区域を指定します。



3 現地調査等から区域指定までの流れ（荻野・小鮎地区）

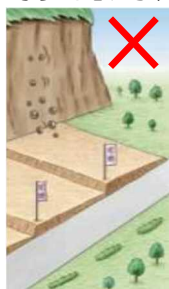
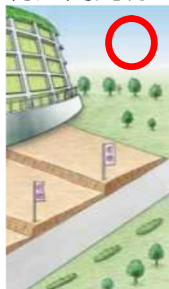


今回、この段階の調査結果をお知らせする説明会です

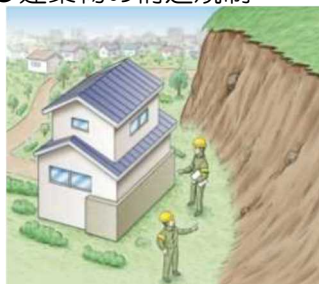
■土砂災害特別警戒区域の土地所有者の皆様には、この回覧とは別に、「説明会」のお知らせを「郵送」でお送りいたします。

4 今後、土砂災害特別警戒区域に指定された場合

●特定開発行為に対する許可制



●建築物の構造規制



●建築物の移転等の勧告



5 その他

* ご不明な点は、下記まで、お問い合わせください。

■本回覧に記載の「説明会等」に関すること

神奈川県 厚木土木事務所 工務部 河川砂防課 大場、小塚
住所 〒243-0016 厚木市田村町2-28（厚木南合同庁舎内）
電話 046-223-1711（代表）内線231、232
8:30～17:15（土・日・祝日を除く）

■土砂災害防止法全般に関すること

神奈川県 県土整備局 河川下水道部 砂防海岸課 急傾斜地グループ
住所 〒231-8588 横浜市中区日本大通1
電話 045-210-1111（代表）8:30～17:15（土・日・祝日を除く）

詳しくは、

神奈川県土砂災害情報ポータル

検索

<http://dosyasaigai.pref.kanagawa.jp/website/kanagawa/gis/index.html>